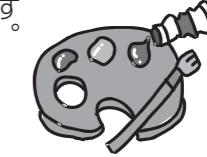


# 役場が5のお知らせ

## 美術展覧会作品募集



第2回四国三郎吉野川源流・利水域交流美術展覧会の作品を募集します。たくさんの方の出品をお待ちしております。

### 【出品資格】

- ①領北と利水域に在住する方および勤務する方
- ②高校生以上の方
- ③高校生以上の方

【出品規定】各部とも一人3点以内とし、未発表で自らの制作した作品に限る。陳列に必要な装置を付けねじと。輸送に必要なこん包をする。絵画・写真には、前張りを付けないこと。

### 【出品料】

1点につき50円

### 【絵画の部（洋画・日本画）】

大きさは100号以内が望ましい

### 【彫塑・工芸の部】

200cm以内（二人内で持ち運びできる作品）で石

こう、実材に限る。粘土は不可

### 【書道の部】

大きさは、額装を含めて100cm×190cmまたは140cm×

142cm以内。縦作品は61cm×243cm以内

表装は枠装・額縁・軸装・短冊掛等。規定の用紙へ楷書で記文を添付

【搬入日時】9月27日（水）午前9時～午後5時

### 【問い合わせ先】

教育委員会生涯学習班

長田・山崎

## 児童扶養手当をご提出ください

### 現況届をご提出ください

児童扶養手当は、次の条件に当てはまる児童の父または母、父または母に代わって児童を養育している方に対し支給されます。ただし、公的年金を受けていない方、前年の所得が一定の金額以下の方に限ります。

○父または母が死亡した児童

○母が婚姻によらないで生まれた児童ほか

○父または母が重度の障害を持つ児童

○母が婚姻によらないで生まれた児童ほか

## 「安心・安全な地域づくり研修事業等」に対する補助金が交付されます

子育てや医療、福祉等の強化による安心・安全の確保のため、高齢者の見守りや消費者保護、集落での弱者対策等を目的に実施される研修事業等に補助金が交付されることになりました。

### 【補助事業者】

各種団体（老人クラブ・婦人会・地区公民館・各集落・NPO法人等）等

### 【補助額】

一事業あたり30万円以下

### 【補助の要件】

研修事業に要する経費・講演会開催に要する経費・安心・安全の普及啓発や訪問に要する経費等

例えば：講演会での講師謝礼、視察研修でのバスの費用など

### 【問い合わせ先】

総務課地域担当班

## 集落営農に取り組みませんか

県では、地域農業を維持・発展させる有効な手段として「集落営農」を進めています。

### 【集落営農とは】

集落営農とは、集落で営農について話し合い、合意のもと、共同で作業をしたり機械や施設を共同利用しながら、集落ぐるみで営農活動を行うものです。

### 【取り組みへの支援】

集落営農の組織化や組織のステップアップに向け、県の「集落営農・拠点ビジネス支援事業」をご活用ください。



## 大雨による通行止めにご協力を！

☆集落営農は、まず話し合からスタートです。集落農について詳しく知りたい方は、お近くの農業振興センター、農業改良普及所、役場産業建設課産業班、JAにご連絡ください。

問い合わせ先：高知県農業振興部 地域農業推進課集落営農担当

088-821-4807

国道32号では、大雨により落石や土砂崩れの恐れがある場合、通行している車両や人々を危険から守るために通行止めを行います。

（通行止めになるとき）

連続雨量が250ミリに達したとき

・三好市山城町西宇～大豊町高須（26・3km区間）

・大豊町小川～大豊町角茂谷（6・2km区間）

（通行止めが解除になるのは？）

雨がやんでから2時間以上経過し、パトロールにより安全を確認した後となります。

ただし、夜間の場合は確認ができないため、早朝を待つてパトロールし、解除はその後となります。

（携帯電話で道路情報）

携帯電話から現在の道路情報をおご覧になります。↓

お急ぎのこととは思いますが、万一の被害を未然に防ぐため、皆さまのご協力をお願いします。

お急ぎのこととは思いますが、万一の被害を未然に防ぐため、皆さまのご協力をお願いします。



※個人情報保護法により割愛いたします

安らかに

ご冥福をお祈りします 敬称略



氏名

死亡日 性 年齢 住 所

## 複十字シール募金にご協力ください

あなたの募金が



結核や胸の病気のない明るい世界を作ります

今年も複十字シール運動を通じて、結核・肺がん予防の大切さを呼びかけるため、複十字シール募金を行っています。

募金は、結核予防の普及啓発活動をはじめ、途上国への結核対策支援、肺や胸の病気の調査研究などに使われています。

婦人会員が募金のお願いに伺いましたら、皆さまのご協力をよろしくお願ひいたします。

大豊町健康づくり婦人会

雨が降り始めたら、土砂災害警戒情報に注意しましょう

怖い感染症を防ぐために大切な予防接種。乳幼児期にはちゃんと確認していくも、小学生以上になるとつい忘れるがちに。この機会にお子さんの予防接種が順調に進んでいるか確認をしてみましょう。

まずは、母子手帳で接種歴の確認をしましょ。

医療機関に行く際は事前に医療機関に連絡し、母子手帳・予診票・保険証を持つ保護者が同伴しましょ。

予診票を忘れる予防接種を受けることができませんので、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。

予防接種を受ける際には、必ず持参してください。

予診票を忘れると予防接種を受けることができませんので、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。

予防接種を受ける際には、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。

予防接種を受ける際には、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。

予防接種を受ける際には、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。

予防接種を受ける際には、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。

予防接種を受ける際には、必ず持参してください。

予防接種予診票を紛失してしまった場合は、住民課健康づくり班で母子手帳を確認のうえ再発行を行ってありますので、ご連絡ください。</p